令和4年第5回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和 4 年 5 月 27 日 (金) 13 時 29 分 開 会 13 時 47 分 閉 会

■ 開催場所

北側別館 講堂

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代

教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福冨 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長紺屋聖一教育総務課長兼学校整備室長上村 圭一郎学校教育課長山下 信久社会教育課長村元 重夫歴史文化課長上蘭 浩司学校給食センター所長小吉 建治指宿商業高等学校事務長出島 雅彦

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・日程第1 議案第30号 指宿市立市民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定め る規則の制定について
 - ・日程第2 議案第31号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正に
 - ・日程第3 議案第32号 指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について

ついて

- ・日程第4 議案第33号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- (7) その他

(8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和4年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に, 前回の会議録の承認について, お諮りいたします。

令和4年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて,ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名 委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に,教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1項目目でございます。

4月26日,大会議室で,第1回の教頭研修会が行われました。この中で,まだ際限なくコロナ 禍が続いておりますけれども,地域連携についてのお話や教頭先生方,職員の健康管理について, お話をさせていただいたところです。

2項目目でございます。

4月28日,南さつま市で,南薩地区教育長会がありました。この会議では,令和4年度の人事 異動についての反省がなされたところでございます。

3項目目でございます。

5月9日,10日,2日間にわたりまして,当初申告に伴う校長面談をさせていただきました。 校長先生方には,職員及び児童生徒の健康管理,学校経営におけるリーダー性について指導をさ せていただいたところでございます。

4項目目でございます。

5月9日,大会議室で,校区公民館長辞令交付式がありました。その中で,館長さん方に,日頃から児童生徒のために,立哨指導などをしていただいていることへの感謝をお伝えしたところでございます。

5項目目でございます。

5月12日,南九州市で,南薩地区社会教育振興会総会がございました。これまでに活躍された 団体,個人の方に,南薩地区社会教育振興表彰がございましたが,開聞小学校区学校応援団協議 会が表彰されました。本当に嬉しく思うところでございました。

6項目目でございます。

5月16日,指宿小学校で、南薩教育事務所・市教育委員会合同の学校訪問がございました。環境整備がなされており、落ち着いた環境の中で創意工夫のある授業がなされておりました。教育事務所長からは、いろいろと細かい所をご指導いただいたところでございます。

7項目目でございます。

5月17日,かごしま市民福祉プラザにおいて,県市町村教育委員会連絡協議会総会・講演会が ございました。この講演会では,県教育庁義務教育課長のご指導がありましたけれども,「新し く学ぶ教育について」と題したものでございました。七夕職務代理者にはご参加いただき,あり がとうございました。

8項目目でございます。

同じく17日、こちらも同じ場所で、県市町村教育長会の定期総会がございました。

9項目目でございます。

5月18日から20日まで,当初申告に伴う教頭面談が行われました。学校長の補佐としての役割, 学校経営,安全管理について,指導をさせていただいたところでございます。

10項目目でございます。

5月18日,大会議室におきまして,鹿児島県教組南薩地区支部指宿地区協と話合いがなされま した。夏休み期間中の教職員の勤務,労働環境,福利厚生に関する内容等について,話合いをし たところでございます。

11項目目でございます。

5月25日,南さつま市民会館で,南薩地区教育委員会連絡協議会理事会・総会がございました。 この中で,県総合教育センター情報教育研修課長から,GIGAスクール構想についての講話を いただきました。教育委員の皆様にも出席していただき,学んだところでございます。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1,議案第30号,指宿市立市民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1,議案第30号,指宿市立市民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、新指宿市民会館の供用開始に伴い、市民会館の位置や、使用料等の改正を行うため、令和4年第1回市議会定例会において、指宿市立市民会館条例の一部改正を行い、附則において、一部改正条例の施行期日を、「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日」としていることから、施行期日を定める規則を制定しようとするものであります。

3ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和4年7月31日とするものであります。

5月26日に、市民会館の建物完成に伴う引き渡しがあり、供用開始までに備品の搬入、各機器類の調整及び操作の習得、供用開始記念式典等に、約2か月間の準備期間を要することから、供用開始日を令和4年7月31日にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

供用開始日が7月31日ということですが、例えば、見学会等の計画とかがございましたら教えてください。

(上蘭課長)

見学会等につきましては、行いたいと思っております。6月の中旬以降に計画をしようとしておりますが、まだ具体的な日程については、決めていないところです。

(別府委員)

指宿市の実行委員会になるのですが、8月の末のほうにフラフェスティバルを予定しております。どういった中身の使い方ができるのか、ステージの広さとか、参加するフラの方々に、早めに周知する必要があるのではないかと思います。見学会等も含めて、公式な中身の情報の提供というのも、併せて考えていただけたらと思います。

(吉元教育長)

貴重なご意見ありがとうございました。 他にご質疑・ご意見等ございませんか。 (なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1,議案第30号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第1、議案第30号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、議案第31号、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2,議案第31号,指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部改正について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指 宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求め るものであります。

本案は、指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱に規定する補助対象者の生徒の人数を増やすとともに、文言の整備を図るため、この要綱の所要の改正をしようとするものであります。

この改正において、補助対象者の生徒の人数を10人以内から15人以内に増やすことにより、国 民体育大会並びに全国大会及び九州大会に出場するための生徒の精進を促し、さらなる部活動 の活性化及び生徒確保に寄与するとともに、下宿が必要な生徒の保護者の負担を軽減し、通学し やすい環境を整えようとするものであります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の6ページをご覧ください。

第2条第2項において「退部した場合」を「退部した場合は」に、第3条第1号において「下宿に係わる」を「下宿に係る」に、同条第3号において「10人以内」を「15人以内」に、7ページの第4条第4号において「下宿に係わる」を「下宿に係る」に改めるものであります。

なお、附則において、この告示は令和4年6月1日から施行することとしております。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

補助対象者の生徒の人数が、10名から15名へ増えるということですが、5名増えた分の予算はどうなっているのでしょうか。

(出島事務長)

15名の内訳ということでよろしいでしょうか。

(中村委員)

はい, そうです。

(出島事務長)

予算につきましては、当初予算のほうで計上しております。今年度、予定している内訳としましては、部活ごとに申し上げますと、ソフトテニス部が8名、ソフトボール部が2名、陸上部が5名という内訳になっております。金額は、一人につき月額20,000円の補助となっております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第31号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第2、議案第31号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3,議案第32号,指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱についてを議題といた します。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3,議案第32号,指宿市立市民会館運営協議会委員の委嘱について,提案のご説明を申 し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条の規定に基づき,指宿市立市民会館運営協議会の委員を次のとおり委嘱したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条第2項において,「委員は学校長代表,公共的団体の 代表及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する」となっております。

今回,委嘱する委員のうち新任の委員は,小学校代表として,鬼塚富貴子氏,中学校代表として,西園浩二氏,公共的団体の代表として,中園宗伴氏,同じく,富山友和氏,学識経験者として,藤岡義尚氏の5名であります。

なお、任期は令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間であります。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 日程第3、議案第32号については、提案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第3、議案第32号は、提案のとおり同意することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第33号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題 といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4,議案第33号,指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について,提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第6条第3項の規定に基づき,指宿市学校給食センター運営委員会の委員を次のとおり委嘱したいので,指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において,「委員は,小学校長代表,中学校長代表,学校職員の給食担当者代表,小学校PTA代表,中学校PTA代表,このほか教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命し,又は委嘱する」となっております。

今回の委員は、小学校長代表 2 名、中学校長代表 2 名、学校職員の給食担当者代表 5 名、小学校 P T A 代表 3 名、中学校 P T A 代表 2 名、教育委員会が必要と認める者 3 名の計17名であります。

なお、任期は令和4年6月1日から令和5年5月31日までの1年間であります。 以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 日程第4、議案第33号については、提案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第33号は、提案のとおり同意することといたします。以上で、本日、予定されていました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(吉元教育長)

これより、その他に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和4年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。